

第1回 特別区人事・厚生事務組合総合教育会議

平成27年12月10日（木）

議 事 録

特別区人事・厚生事務組合

第1回 特別区人事・厚生事務組合総合教育会議 議事録

1 日 時

平成27年12月10日(木) 午前11時33分

2 場 所

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館19階「193会議室」

3 出席者

特別区人事・厚生事務組合管理者	西川 太一郎
特別区人事・厚生事務組合教育委員会教育長	酒井 敏 男
特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員(教育長職務代理者)	高梨 博 和
特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員	中島 豊
特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員	小村 恵 子

4 欠席者

特別区人事・厚生事務組合教育委員会委員	中川 修 一
---------------------	--------

5 事務局出席者

副管理者	志賀 徳 壽
総務部長	中嶋 茂 雄
総務課長	荒木 正 伸
教育委員会事務局次長	澤田 千 秋
教育委員会事務局人事企画課長	鈴木 勝
教育委員会事務局副参事	吉川 広
教育委員会事務局労務課長	川原井 隆 之
教育委員会事務局副参事	中野 智 規

6 議題

- (1) 総合教育会議運営規則(案)及び傍聴規則(案)について
- (2) 教育大綱の制定について

開 会 (午前11時33分)

○中嶋総務部長 議題に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、総務部長の中嶋でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから、第1回特別区人事・厚生事務組合総合教育会議を開催させていただきます。始めに、開会に当たりまして西川管理者からご挨拶をお願い申し上げます。

○西川管理者　　今日は、年の瀬も迫りお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。一言ご挨拶を申し上げます。

組合教育委員会の教育長並びに、委員の皆様には、日頃から特別区の幼児教育の充実発展のためにご尽力を賜り、心から御礼を申し上げる次第でございます。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、一部事務組合においても、総合教育会議を開き、教育大綱を定める必要があるということで、本日、管理者といたしまして、会議を招集させていただきました。

既に先生方にはご承知のことと存じますが、総合教育会議は、長と教育委員会との協議の場でございます。本日は忌憚のないご発言を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○中嶋総務部長　　ありがとうございました。お手元に本日の次第があるかと思いますが、その次に、本日の名簿を配付させていただいております。

続きまして、酒井教育長からご挨拶をいただきたいと思っております。

○酒井教育長　　特別区人事・厚生事務組合教育委員会を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。今日は、総合教育会議を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

教育委員会におきましては、法改正の趣旨を踏まえ、管理者部局との連携を適切に図ってまいりたいと考えております。幼稚園教員の採用選考及び、昇任選考並びに、研修などの事務を、今後とも適切に管理・執行してまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中嶋総務部長　　どうもありがとうございます。次に、名簿の順に教育委員の皆様から自己紹介をお願いできればと存じます。まず、高梨委員からお願いいたします。

○高梨委員　　特別区人事・厚生事務組合教育委員会教育長職務代理者の職を預かっております高梨でございます。よろしくお願い申し上げます。

○中嶋総務部長　　ありがとうございます。次に、中島委員のほうからお願いいたします。

○中島委員 教育委員を務めさせていただいております、品川区教育委員会の中島と申します。よろしくお願いいたします。

○中嶋総務部長 それでは小村委員、よろしくお願いいたします。

○小村委員 目黒区で保護者委員として教育委員を務めております小村と申します。

○中嶋総務部長 どうもありがとうございました。なお、中川委員は本日ご欠席でございます。また、名簿の下段欄外に小さな字で記載がございますが、現在、教育委員の1名が欠員となっております。

それでは、議事に入りますので、進行を西川管理者にお願いいたします。

議題 (1) 総合教育会議運営規則 (案) 及び傍聴規則 (案) について

○西川管理者 それでは、2の議題(1)について、説明をお願いします。

○中嶋総務部長 お手元にお配りしてございます、総合教育会議の運営規則(案)をご覧ください。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項におきまして、「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。」となっていることを受け、定めるものでございます。

第1条から第6条までは、会議の目的、招集、構成等について定めております。第7条におきまして、総合教育会議における協議事項を4項目定めております。第8条では、合意事項の取扱いを、第9条では会議の公開を、第10条では傍聴について、第11条は議事録の作成及び公表を、第12条で、事務局を総務部に置くことを定めております。

この規則は、既に総合教育会議を開催されている各区の例にならって作成したものでございます。

次に、総合教育会議傍聴規則(案)をご覧ください。この傍聴規則は、ただいまの会議運営規則第10条の規定を受け、傍聴の手続及び傍聴人の遵守事項等を定めるものです。

組合議会の傍聴規則及び、組合教育委員会の傍聴規則を参考に作成したものです。

本日の会議で本案のご了承をいただければ、施行日は本日からとさせていただきますと存じます。説明は以上でございます。

○西川管理者　　ただいまの説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言を賜りたいと思います。

○中島委員　　一つだけ確認をさせてください。協議事項第7条の(3)、「幼児の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等」の対応でございますけれども、基本的にはそれぞれの区が対応していくのが大きいかと思いますが、これは、具体的に何か動きとして出てくるものはございますか。

○中嶋総務部長　　いまお話がありましたように、私どものほうでは直接教育の現場、教育そのものを所管するものではございませんので、基本的には・・・

○中島委員　　情報収集ぐらいでしょうか。

○中嶋総務部長　　はい、必要があれば私どものほうでも対応するというので、一応入れさせていただきます。

○中島委員　　わかりました。

○西川管理者　　では、よろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

○西川管理者　　本件に関しましては、本案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議ありません。」「はい。」の声)

○西川管理者　　ありがとうございます。それでは、原案どおり決定をすることといたします。

議題(2) 教育大綱の制定について

○西川管理者　　次に、2の議題(2)について、事務局から説明願います。

○中嶋総務部長　　特別区人事・厚生事務組合教育委員会の組織及び運営等に関する大綱の案についてご説明させていただきます。

まず、この大綱の名称でございますが、本組合教育委員会の事務は、直接教育を実施するものではないため、「組織及び運営等に関する大綱」としてございます。

1枚おめくりいただき、1ページ目をご覧ください。1に「趣旨・位置づけ」とござい

ます。ここで、本大綱が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に位置付けられるものであることを明示しております。

次に、2の「組合教育委員会の目的」では、平成12年に23区共同で設置した組合教育委員会の目的を、「特別区立幼稚園の園長及び教員の事務に関する事務のうちの一部を、効率性・経済性、及び教員の資質、教育の水準の維持向上を図る観点から、特別区の共同処理事務として管理し、執行する」と掲げ、特別区人事及び厚生事務組合規約に基づく事務の範囲として、枠内に5事項を掲載し、事務を行うにあたっての基本的な視点を、2ページ目の冒頭の枠内に記載するような、3点にさせていただきます。

組合教育委員会では、平成12年の設立以降、一貫してこの3つの視点を踏まえて事務を行っており、また、毎年度の採用選考募集パンフレットにも欠かさず記載しているものでございます。

次に3の「組織及び運営等に関する方針」は、基本方針を整理するもので、5項目にわたって記載しております。5項目に共通する方針としては、「2の目的が達成され、かつ、各特別区における教育行政に関する事情が適切に反映されるように」していく旨をうたっております。

各項目においては、(1)の「教育長及び教育委員の選任について」では、各区の教育長又は教育委員会委員の中から選任することとし、(2)の「予算の編成について」では、各特別区からの分担金を原資にする旨を記しております。(3)の「共同処理する事務について」は、事務を実施する上での留意事項として、各事務とも、各特別区や幼稚園現場の実情を十分に踏まえて行うべきことを記載しております。

さらに、(4)の「教育関連会議体との連携について」では、教育長会などと緊密かつ適切に連携することをあげ、各特別区の事情の反映を担保しております。

最後に(5)「条例整備について」においては、組合教育委員会の組織及び運営に関して定めている3つの条例を記載しております。

以上が、今回定める大綱の内容で、平成12年に組合教育委員会を設置して以来、行ってまいりました組織運営や事務の基本的な方針を整理したものとなっております。

4 ページ以降は、参考資料として添付するもので、組合教育委員会の設立経緯等、組合教育委員会の概要及び、7 ページ以降は、事務の根拠となる特別区人事及び厚生事務組合規約の抜粋という構成で作成しております。

大綱の案の説明は、以上でございます。

○西川管理者　ただいまの説明につきまして、ご質疑・ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○高梨委員　ただいま事務局から説明いただいたとおり、組合教育委員会は幼稚園教員の採用ですとか昇任、また、研修についての役割を担っているのですけれども、今回、教育大綱において、組合教育委員会の意義ですとか、今後の方針、また、先ほどご説明のあった、幼稚園教員に求められる資質ということで、改めて教育大綱の中で位置づけていただければ、今後現場の指導等も含めて、大変明確にやりやすくなりますので、是非、この教育大綱でお示しいただければと思っております。

○西川管理者　ほかにございませんか。どうぞ。

○小村委員　やはり保護者としましては、大事な幼児教育の時期に、先生方に求められる資質・能力ということで、具体的な研修の内容はわかりませんが、この3つのくくりを具体的に示していただいて、またそれが研修の後に、先生方がどれぐらいどのように変わってきているのかという、成果的なところもお示しいただければ。

あと、私も良くわからないので素朴にお聞きするのですけれども、区ですとパブリックコメントみたいなものを取ったりするのですけれども、保護者に対してどのように関わっているのか、意見とかそういったものがどこかに、それがまた生かされて、目的とか能力のところについているのか、どうなのでしょう。幼稚園だとちょっとわからないので、素朴な質問なのですけれども。

○中嶋総務部長　さきほどもございましたが、私ども直接教育そのものに携わっていないのですが、ここにございますように、23区の教育長会をはじめ、様々な教育関係の会議と連携を密にして、これについて意見をお伺いしたりしていきたいと思っております。

この内容そのものは、私どもの団体のインターネット等で、広く知っていただくような

努力はして参りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西川管理者　　ただいまの小村先生のご意見は、区の教育委員会と首長とのしくみ、または、もっとずばり言えば、教育委員会には、パブコメもあれば、または、議会を通じての請願・陳情があったり、PTAも校長会も意見を率直に申し上げるチャンスがあると。

　　ここは、幼稚園教員のことを、どういうふうに具体的に専管事項として、それに対して900万23区区民から、どういうチャンネルでご意見が届くのかというご質問と、私は理解したのだが。これって、どうしたって間接的になるのでしょうか。区の教育長や教育委員の方に文科省から情報が来ますが、ここにも同じ情報が来ますか。

○澤田教育委員会事務局次長　　平成12年の都区制度改革のときに、幼稚園教員の人事権が区へ移ったということで、その時に連合して組合教育委員会を作っていくことになりました。幼稚園の課題とか問題については、直接的には区の教育委員会の権限になることのでございますので、一義的にはそこで色々なご意見をうかがって、幼稚園経営についてご判断いただくことになろうかと思ひます。それを踏まえて、教育長会あるいは組合教育委員会で、あるべき教員像といひますか、こういう資質のある教員を選ぶべきというようなご意見を賜ってやっていくということで、現在、役割分担がされているとご理解いただければと思ひてございます。

○高梨委員　　ただいまの小村委員のご発言、大変重要だと思ひております。今般、教育大綱として、このような形で決めていただければ、さっそく区内の幼稚園、職員もそうですし、保護者に対しましても、こういった大綱が示されましたということで、幼稚園教員に求められる資質というのはこういうことですよということを、広く保護者にも周知させていただきたいと思ひます。今日は酒井教育長や中島委員もいらっしゃいますけれども、特別区の教育長会全体でも、是非これを特別区全体で周知すると、特別区の職員だけでなく、保護者にも周知するというので、対応させていただきたいと思ひた次第です。

○西川管理者　　小村委員、ご質問があれば、どうぞ。

○小村委員　　はい、質問はありません。よろしくお願ひいたします。

○西川管理者　　両先生、よろしいですか。

(「はい。」の声)

○西川管理者　それでは、他にご発言がないようでございますので、ただ今の大綱は、原案どおり定めることとさせていただきます。

今後の開催予定について、事務局から説明願います。

○中嶋総務部長　本日、大綱についてご協議いただき、今後、決定する運びとなりましたので、次回の総合教育会議は、この大綱の改正が必要となった時、及び、管理者から教育委員会に協議すべき事柄が起きた場合、又は、教育委員会から会議招集の求めがあった場合に開催することとしてはいかがかと存じます。

○西川管理者　よろしゅうございますか。

(「はい。」の声)

○西川管理者　それでは、そのように決定いたします。

以上で第1回総合教育会議を終了いたします。大変お忙しい中、誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

閉　会（午前11時55分）

議事録署名者

特別区人事・厚生事務組合

管理者　西　川　太一郎

特別区人事・厚生事務組合教育委員会

教育長　酒　井　敏　男